

# 基調講演：日本の文化財保護制度

文化庁文化財部美術学芸課 輿石 英里子

私は工芸品部門の中でも染織品を専門にしておりますので、今回は国が行っている文化財保護事業の中でも、染織品の事例についても幾つかピックアップしながらお話しさせていただきたいと思います。文化財と一言で言っても、今回私がお話しするような美術工芸品以外にも建物や伝統的な技術など、さまざまございますけれども、私からは美術工芸品を中心にお話しさせていただきます。

まず、講演のキーワードにもなっております、文化財保護の理念についてお話ししまして、次に文化財保護の実態についてご説明したいと思います。そして、最後に今後の展望について、これからどのような保護体制が必要なのか、我々は何をしなければならないか、ということをお話しさせていただきます。結びとしたいと思います。

## 文化財保護の理念と歴史

文化財は、長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民の財産と言えます。また、自国の歴史や文化を正しく理解するために欠くことができないものでもあります。そのために我々国民が後世に守り伝えていかなければなりません。仮に文化財がなくなってしまうたら、日本はどのような国であるのか、我々日本人がどのような民族なのか、といったアイデンティティーが失われてしまうこととなります。

このような理念の下、文化財保護法があります。本日は文化財保護法がなぜ制定されたのか、あらためて考え直し、今後の保護の在り方について考える機会にしたいと思います。

文化財保護法は昭和 25 年に制定されました。この法律の目的は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する」（文化財保護法第 1 条）こととされております。つまり、文化財を保存し、活用することに重きが置かれております。

今日の文化財保護法が制定されるまでには歴史的背景を無視して語ることはできません。その始まり

は幕末、明治時代までさかのぼりますが、今回は時間が限られておりますので、各々の詳細については省略させていただきます。明治維新以降、社会の風俗習慣が急激に変化し、日本古来の伝統文化を軽視する風潮が生まれ、文化財が容易に捨てられたり、売り飛ばされたりということが起きました。しかし、それを危惧した当時の有識者によって日本の文化財を守ろうという動きが生じ、文化財保護への機運が高まりました。

そして、昭和 25 年に制定された文化財保護法は、昭和 24 年の法隆寺金堂の炎上という事件が国民に強い衝撃を与え、これを機に文化財保存のために抜本的施策を講ずるように世論が高まったことで成立しました。

## 文化財の保存と活用の考え方

では、現在は文化財保護法の下、どのような体制が取られているのかと申しますと、前述の文化財保護法に規定されているとおり、文化財を後世に守り伝えていくために、保存と活用を行っております。これらはどちらかが欠けていては後世に守り伝えていくという我々の使命は成し遂げられません。

保存とは、文化財の適切な環境と管理の下、守っていくこと。そして、活用とは、学芸員や研究者が文化財の調査、研究を行い、研究論文や展覧会等で、国民にその存在と歴史を伝えることだと言えます。

活用の在り方に関しましては、さまざまな考え方がございますが、近年活用に比重が傾いていることは残念ながら否定できません。特に外国人観光客の増加に伴いまして、日本文化を広めるということで、文化財が観光資源となり、経済的効果をもたらすものになるという認識もされつつあります。当たり前のことではございますが、お金を稼ぐために文化財があるわけではありません。

活用のためには、まず文化財が大切に守られていなければならないということが前提にあります。例えばいくら良好な環境に於いて文化財を展示していたとしても、文化財は傷みますし、美術専用車で文

化財を運ぶ間にもリスクもあります。そのため、その傷みやリスクを最小限にとどめて活用していかなければ、文化財を後の世代に継承していくことは困難です。

### 文化庁における指定業務について

では、文化財を保存するために、国で行っている指定業務についてご説明させていただきます。指定するということは、数ある文化財の中から重要なものを評価して保存を図るということです。国においては国宝、重要文化財の指定があります。また、県や市でもその地域で重要な文化財に関しては、それぞれの条例に基づいて県指定文化財、市指定文化財など評価されているものもご紹介します。

文化庁では美術工芸品については文化財保護法に基づいて、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定し、そして、重要文化財の中でも特に価値の高いものは国宝に格上げという形で指定しております。評価基準は絵画、彫刻、工芸品、書籍・典籍、古文書、考古資料、歴史資料、それぞれの分野で決まっております。まずは調査官や私のような文部科学技官という立場の者が指定候補となり得る文化財について現地へ行って調査をし、また、専門の先生からのご意見も頂きまして、最終的には文化庁長官、そして、文部科学大臣へと指定を諮ります。

指定業務は毎年行われておりまして、保存の中でも非常に重要な業務です。と申しますのも、それは指定をすることでその文化財の所在場所や所有者を国が把握できるということと、文化財が不法に売買されてしまったり、国外への流出を防ぐことができるからです。

表1は、今年の7月1日現在の美術工芸品の指定件数を示しております。先ほども申し上げたように、絵画、彫刻、工芸品、書籍・典籍、古文書、考古資料、歴史資料と分野に分かれて指定されています。

工芸品に関しては、さまざまなものが対象となっておりますが、その中でも染織・服飾品類の指定件数は国宝が8件、重要文化財が152件となっております。染織品に関しては、近年は大体毎年1件程度の重要文化財を指定しております。先ほども申し上げましたように、指定することで文化財保存につながるので、毎年の指定件数がさらに増えることが理想です。しかし、指定業務は調査、研究はもちろん、まずは所有者の方と信頼関係を築いていくことから始まります。そのため、慎重に進めていかなければならないという非常にデリケートな業務です。

図1、2は重要文化財に指定されている染織品の一例です。重要文化財の紺黄染分縷子地竹栗鼠梅模様振袖（文化庁所蔵）、重要文化財の白地若松模様辻が花染胴服（文化庁所蔵）です。紺黄染分縷子地竹栗鼠梅模様振袖は、重要文化財に指定後、修理が行われました。しかしながら、指定されたものでも修理がまだされていない、できていない文化財は非常にたくさんあります。修理の詳細に関しては、後ほどまた触れさせていただきます。

### 文化庁による文化財の買い取り

文化財の買い取りという業務は国が文化財を買い取って、国で管理するもので、買取条件に合致する場合に行われます。これは指定品、未指定品を問いません。つまり国宝や重要文化財でなくても買い取りの対象になるということです。

中でも多いのが所有者の方から売り渡しの申し出といひまして、国で買い取ってくれませんか、という相談を受ける場合です。こういった話を頂いた場合は、まずその文化財が国で管理できるものなのか、所有する価値があるものなのか、活用できるものなのか、あとは予算内で買えるものなのか、といったことを検討します。所有や管理が困難になった文化財を国が買い取ることで、文化財の保存を図ってお

表1 指定件数

国指定文化財（美術工芸品）の内訳（件）

	絵画	彫刻	工芸品	書籍・典籍	古文書	考古資料	歴史資料
国宝	160	131	253	225	60	46	3
重要文化財	2,010	2,699	2,452	1,906	763	626	198

平成29年7月1日現在



図1 重文・紺黄染分縮子地竹栗鼠梅模様振袖  
(修理前)(文化庁所蔵)



図2 重文・白地若松模様辻が花染胴服(文化庁所蔵)

ります。買い取った後、修理が必要な場合は修理を行いまして、また、研究も行います。文化庁では展示室施設を設けておりませんので、買い取った文化財を公開、展示できる施設に預けるといった無償貸与も行っています。

### 文化財の海外流出

続いては、文化財の輸出の規制の話に移ります。国の指定品の文化財は海外への輸出を禁止しております。これは指定文化財が海外流出してしまうことを防ぐためです。例外的に認められるのは、例えば海外で日本の文化財の展覧会をするといった場合です。ですので、海外へ古美術品を出す場合は、輸出するものが国の指定品ではないか、文化庁の調査官が確認しています。

近年は刀剣が日本国内にとどまらず、海外でも非常に人気で、刀剣の海外輸出が非常に多く行われています。それらは、もちろん未指定品ですが、恐らく年間5,000本ほどの刀剣が海外へ輸出されている現状にあります。私は工芸品部門の染織品の専門としておりますが、刀剣のチェックだけで1日の半分が終わる日もあるほどです。

### 文化財の修理について

続いては、修理の話に移ります。国に指定された

文化財に関しては、修理を行う際は必ず事前に修理届を出していただくようにしております。そして、誰が修理を行うのか、どれぐらい経費が掛かるのか、どれぐらい工期がかかるのか、事前に報告してもらうようにいただいています。文化財と一言で申し上げてもさまざま、素材や形が異なるもの、また、伝えられてきた環境も異なりますし、それによって修理方法も1つ1つ異なります。

文化財修理は、主に所有者、修理技術者、保存科学者、専門家が関わり合いながら修理を行います。文化財を普段管理している所有者や、博物館施設、修理を実際に行う修理技術者、修理に用いる材料を製作している方、それらを研究している方、文化財の調査、研究を行っている専門家といった方たちが、それぞれの立場から意見を出し合い、修理の方向性を決めていきます。

日ごろ私が修理現場や、所有者の方にお会いして痛感することは、それぞれの信頼関係がなくては成し遂げられない、修理が行えないなということです。所有者の方からすれば、手元にある大切な文化財をいったん手元から離して、修理工房などにお預けすることに不安を抱く方もいらっしゃると思いますし、修理協議の中で実際使用する補修裂の説明をしても、専門的なことはわからないとおっしゃる方もいらっしゃると思います。そのような所有者の方にも安

心して、納得していただいた上で修理を進める必要があります。

また、修理が終わった後の話になりますが、文化財の保管スペースや出し入れに関しても、実際に修理が終わって納められた後、取り扱うのは所有者の方ですので、所有者の方の意向をなるべくくみ取って、修理後も適切に所有者の方が保存、管理しやすいようにということも考えております。今、申し上げたように文化財修理をするに当たっては、所有者の方の意向をなるべく尊重するようにしております。

修理方針に関しては、可逆性のある修理を重視しております。一度修理を行った部分が数十年後また劣化した場合、以前どこを修理したのかが分かるように、そしてまた、修理を行うということになりましたら、修理前の状態に戻すこともありますので、可逆性の修理というものを目指しております。言葉では分かりづらいと思いますが、染織品の修理で言えば、穴が開いた所に補修裂を当てた場合、その補修裂も数十年後に劣化するというのは、物理的に避けられません。数十年後にその補修裂を取り除いて、また新たな補修裂を当てて文化財の寿命を長く延ばしましょうといったときに、その補修裂を外せない、文化財本体に負担をかけないと取れないという状態になっては、修理ではなくて逆にその染織品の文化財本体を傷めてしまう可能性があります。

これは有名な話ですが、昭和の時代に染織品に合成樹脂を用いた修理方法が行われたことがあり、それで処理された染織品は今、繊維がその合成樹脂によって硬化してしまって、絹の本来のしなやかさが失われてしまい、繊維が粉状化してしまうといった深刻な状況も実例としてございます。ですので、修理方法を決めるに当たっては、何度も何度も協議を重ねまして、幾つかの選択肢を考えます。染織品以外の文化財であっても、幾つかの選択肢の中から、これが一番というベストではなく、ベターな修理方法を考えるようにしています。と申しますのも、絶対にこれなら大丈夫、この修理をすればこの先修理は必要ないという修理方法はないからです。修理はあくまでも今の劣化を遅らせるためであり、今ならこの修理が適している、というような考え方をするようにしております。文化財修理に終わりはありません。

また、現状維持という考え方も大切です。現状維持は欠失であったり、汚れ、傷みをそのまま放置し

ておくということではなくて、これまで伝わってきた状況、染織品の場合ですと、製作時の針跡であったり、仕立て替えの跡、着用、使用時の汚れや、その痕跡が残っている場合があります、それ自体が歴史的価値を持つものがあります。過剰な修理は文化財本来の性質を失うことになるので、必要以上に手を加えないということも大切です。

ここで近年に行われた染織品の修理事例をご紹介します。図3は綸子地（りんずじ）に染め分け、そして鹿の子（かのこ）絞りと刺繍を用いた、いわゆる慶長小袖というもので、こちらも重要文化財です。こちらの小袖は解体された後に、穴の開いた部分や、欠損部分にどのような補修裂が合うのか選定が行われました。このときの裂は、元のオリジナルに合わせた似寄りの織物を使うという選択肢を取り、修理を行いました。ちょうど穴が開いた部分に補修裂を仮に当ててみてどのようになじむのか、作品本体には影響がないかということも途中途中で確認しながら行います。

修理は単に劣化を防ぐためではなくて、普段は見られない部分、解体しないと見られない部分を見ることが出来ます。例えば小袖裂の裏側は普段見ることができませんが、修理の過程で解体したことによって、当時の刺繍の技法がわかります。あるいは、仕立ての縫い代の部分に重要な墨書が見つかる場合もあります。このように修理過程で発見されたもの



図3 重文・小袖〈繡箔風景四季花文〉（文化庁所蔵）

は必ず記録をとります。修理前の状態を記録することも非常に大切で、文化財のカルテを作ることにあります。

修理目的は、大きく分けると3つに分けられると考えられます。まずは応急処置です。緊急性が高いもの、例えばカビが生えてしまった場合は、そのカビが進行して他の文化財にも影響を及ぼしてはいけませんので、その文化財に適した薬品などを使ってカビを除去します。次は本格修理です。傷みが全体的に進んでいる場合、一度修理をしたら数十年は修理が不要な状態にします。最後は展示、活用のための修理です。文化財によりますが、展覧会に出品するとなると大体2～3週間は展示ケースの中に入れられることになり、それに耐えられる状態にするための修理があります。

しかしながら、修理を実際に行う修理技術者の方たちの存続が、非常に危ぶまれており、修理が必要な文化財は沢山存在しますが、やはり修理には多大な費用が掛かることもあるため、修理工房の方たちにとっては、定期的な修理要望が望めないという問題があります。この問題によって修理工房としての存続や修理技術者を雇用する問題、さらにはその技術の継承として修理に用いる材料、道具、それらの作り手の方にも影響を及ぼしているという深刻な状況に今あります。この状況に対する支援を文化庁でも国主導で体制を整えてやっていかなければならないということが今の課題です。

## おわりに

ここまで文化財の保存について説明させていただきましたが、活用の話に移りたいと思います。国では文化財の調査、研究はもちろん、海外で展覧会を行ったり、国で買い取った文化財を年に1回文化庁と日本各地の博物館の共催で展示を行っています。今年ですと、ちょうど今、岩手県の一関市博物館で展示を行っておりまして、日本の国立博物館以外のところでも、国がどのような文化財を買って保存をしているかというものを展示して、保護の在り方について考えるきっかけづくりをしています。

近年の傾向としましては、博物館の数が増えている、展覧会の数も増えている。でも、現場の人の数は足りない状況です。展覧会が実施されるとなると、やはり集約人数も重視されるので、人気の作品、同じ作品ばかりが出品されがちで、どうしても同じ文

化財への負担が増えてしまいます。そういった意味でも保存と活用のバランスが不安定な状態にあります。

2020年に東京オリンピックが開催されますが、それに向けてさらに文化財の公開という動きになると思われ、公開ももちろん大切ですが、公開をするためには保存を大前提に考えなければならないことをさらに主張していく必要があります。そのためには各博物館、美術館施設、地方自治体との連携が文化庁としても必須と感じております。また、その修理を実際に行う方たち、そして、修理材料を作る方たちとの連携もさらに強めていかなければと思っております。

本日の講演をきっかけに問題を共有しまして、良い方向に少しでも変わるようになるよう努めたいと思います。